

防府市上下水道ビジョン策定懇談会設置要綱

平成30年6月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市上下水道ビジョン(以下「ビジョン」という。)策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため、防府市上下水道ビジョン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) その他ビジョンの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号の区分による委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 関係団体の代表者又は関係団体が推薦する者 5人以内
- (3) 公募の手続きにより決定した者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、ビジョンの策定をもって終了とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 懇談会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(説明等の聴取)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、上下水道局経営企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、上下水道事業の管理者の権限を行う市長が招集する。